

## 当座勘定規定改定のご案内

平素より、秋田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
当金庫は、「ことら送金」の取扱い開始に伴い、当座勘定規定を下記の通り一部改訂させていただきますので、お知らせいたします。

記

<改定日>

令和6年2月1日

<対象となる規定>

当座勘定規定

<改定内容>

改定前	改定後
第9条（支払いの範囲） <u>(1)</u> 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。	第9条（支払いの範囲） <u>(1)</u> 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
(2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません	<u>(2)</u> <u>呈示された手形、小切手、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u>
	<u>(3)</u> 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

新設

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

秋田信用金庫 事務部

フリーダイヤル 0120-376-113(平日9時~17時)